

令和4年度 放課後児童クラブ

# 入会のしおり



阿見町役場 保健福祉部 子ども家庭課  
〒300-0392 阿見町中央 1-1-1  
TEL 029-888-1111 (内線 119)

# 目 次

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	2
事業目的	
事業内容	
放課後児童クラブ一覧	
運営について	3
入会資格	
実施期間	
開会時間	
休会日	
送迎	4
連絡	
保護者負担金	
保護者負担金の免除	5
利用期間変更届	
退会	
退会要件	
入会にあたって	6
留意事項	
健康管理	7
万が一、保育の現場で病気や事故が発生したときは	7
子育て支援サービス	7
放課後児童クラブ1日のプログラム（例）	8
土曜日の保育運営について	9
表1 土曜日実施場所及び利用クラブ一覧	9
表2 放課後児童クラブ土曜日利用申請書	10
表3 各月の利用の有無について	11
保護者会規約	12
放課後児童クラブ負担金免除申請書	13

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 事業目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、「小学校に就学している児童（1年生～6年生）で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象とし、授業の終了後に「学校のあき教室、児童厚生施設、専用施設等」を活用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的とした事業です。

### 事業内容

- ① 児童の健康管理、情緒の安定、安全確認、安全確保
- ② 児童の活動状況の把握及び活動への意欲と態度の形成
- ③ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑥ 子ども教室との連携

### 放課後児童クラブ一覧

名称	定員	実施場所		電話番号
阿見小学校区 放課後児童クラブ	120	阿見小学校敷地内 専用施設	中央 2-1-5	888-4569
本郷小学校区 放課後児童クラブ	120	本郷小学校敷地内 専用施設	荒川本郷 1400	090-9012 -7293
君原小学校区 放課後児童クラブ	30	君原小学校 図工室	塙 145	889-0670
舟島小学校区 放課後児童クラブ	120	舟島小学校敷地内 専用施設	島津 3928	887-1127
阿見第一小学校区 放課後児童クラブ	120	阿見第一小学校敷地内 専用施設	岡崎 3-19	888-8546
阿見第二小学校区 放課後児童クラブ	50	阿見第二小学校 あき教室	阿見 4988	887-9011
あさひ小学校区 放課後児童クラブ	200	あさひ小学校敷地内 専用施設及び学校施設	本郷 1-5-1	842-5117

☆ 阿見町役場 子ども家庭課 Tel 029-888-1111（内線 119）

## 運営について

### 入会資格

○児童クラブの入会資格は次の通りです。

- ①町内の小学校に在籍する児童であること。
- ②放課後や長期休み（春、夏、冬休み）などに、児童の保護者が居宅外で労働することを常態としていること。
- ③放課後や長期休み（春、夏、冬休み）などに、児童の保護者が居宅内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ④放課後や長期休み（春、夏、冬休み）などに、児童の保護者が親族の看護、又は介護していることを常態としていること。
- ⑤保護者負担金を納入すること。

### 実施期間

○令和4年4月1日～令和5年3月31日

※一年毎の申請が必要です。

開 会 時 間	
平 日	月曜日～金曜日 学校の下校時～午後7時00分
休校日	○春、夏、冬休み ○学校の休校日 （創立記念日・行事などで振替となった平日） ○土曜日 上記の開会時間は午前7時30分～午後7時00分

### 休 会 日

○日曜日・祝日

○年末・年始（12月29日～翌年1月3日）

○その他、重大な災害や感染症が発生した時等は必要に応じて休会とします。

※インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、対象学級・学年の児童は通所できません。

※引渡し訓練日も休会日となります。

## 送 迎

- 児童の安全を確保するため「保護者によるお迎え」が原則となります。理由の如何に関わらず児童だけでの帰宅は認めておりません。
- 万が一、保護者様の送迎ができないなどの事由が発生する場合には、放課後児童クラブへ連絡の上、班での集団下校やファミリー・サポートを利用する、代理の方に依頼するなどのご対応をお願いします。
- また、送迎する人が通常と異なる場合も、必ず放課後児童クラブに連絡をお願いします。

※保護者とは…父母・祖父母・兄弟（18歳以上）・18歳以上の代理者とし、  
その他は安全上保護者として認めてはいません。

## 連 絡

- 欠席や時間に遅れる等、通常と違うときは、随時放課後児童クラブに連絡してください。また、欠席の場合は連絡帳などで、学校の担任の先生にも放課後児童クラブを欠席する旨をお伝えください。
- 住所・勤務先・緊急連絡先等の変更があったときも、必ず放課後児童クラブに連絡してください。

### \*連絡時間

放課後児童クラブへの連絡		子ども家庭課への連絡
平 日	午後 2 時～	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～ 029-888-1111
休校日・土曜日	午前 7 時 30 分～	

\*連絡場所（P2の放課後児童クラブ一覧をご参照ください）

## 保護者 負担金

- 月額 4,000 円（1 人）（長期休業日も月額 4,000 円）
- 納付書では、コンビニや金融機関等窓口払いの他、スマホアプリ収納サービス(令和 2 年 10 月～予定)もご利用いただけます。
- 口座振替の方は申請した金融機関から、各月の末日（振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日）に口座振替となります。納入通知書による金融機関での窓口支払いの納期限も同様となります。
- 負担金の日割り計算は行いませんのでご注意ください。
- 負担金が納期限までに納入されませんと、督促状が送付となり督促手数料 100 円が加算されますのでご注意ください。（納期限を過ぎた場合、コンビニでのお支払いはできません。）

**保 護 者  
負 担 金  
の 免 除**

○以下の理由により、負担金の免除を受けようとする場合は、保護者の申請に基づき、保護者負担金を免除する制度があります。保護者負担金の免除を希望する場合は、「放課後児童クラブ負担金免除申請書」(P13)を役場子ども家庭課へ提出し、町から決定通知書を受けてください。

1. 児童の保護者世帯が生活保護法により生活保護を受けている場合
2. 児童の保護者が属する世帯が、町民税非課税世帯の場合  
※届出がない場合は免除の対象になりません。

**利 用 期 間  
変 更 届**

○入会期間中に利用月の変更が生じたときは、変更する月の前月30日までに「利用期間変更届」を「子ども家庭課」又は、「放課後児童クラブ」に提出してください。

○期日までに「利用期間変更届」の提出がないときには、口座振替の方は負担金の引落しがされますのでご注意ください。

○「利用期間変更届」を提出していただき、利用がなかった場合には返金手続きを行います。ただし、前年度分の返金は致しかねますのでご了承ください。

**退 会**

○年度途中で退会するときは、「退会届」を「子ども家庭課」又は、「放課後児童クラブ」に提出してください。

「退会届」の提出がないときは、口座振替の方は負担金の引落しがされますのでご注意ください。

☆「利用期間変更届」「退会届」の用紙は、放課後児童クラブにもございますので必要に応じてご利用ください。

**退会要件**

○以下の事由が発生した場合、退会していただくことがあります。

- ①児童の保護者が労働をせず、居宅を常態としていると判断できた場合。
- ②お迎えの時刻が午後7時を超える日が多く見られる場合。
- ③児童の健康状態、又は行動に著しい問題があり、当該児童や入会児童の健康または安全上、放課後児童クラブにおいて保育することに支障があると判断された場合。

## 入会にあたって

□入会受付日程は以下の通りになります。

○年度当初からの入会をご希望される場合

	受付場所	受付日
新規の方	阿見町役場 子ども家庭課窓口	令和3年11月15日(月)～30日(火) 午前9時～午後5時(土日祝日除く)
継続の方	各児童クラブ	令和3年12月1日(水)～7日(火) 午後2時～午後7時(土日祝日除く)

○年度途中からの入会をご希望される場合

役場子ども家庭課にて受付を行っております。**利用されたい月の前月15日までに**申請書書類一式を全て揃えた上でご提出お願い致します。

※各クラブ定員数を超える場合、低学年から順に入会決定いたします。

入会に至らなかった場合には、一時見合わせとさせていただきます。

※児童クラブ入会のしおりを一読していただき、ご理解の上、必要書類を全て揃えて期限内にご申請をお願いします。

□必要申請書類は以下の通りになります。

### ①児童クラブ入会申請書

・学年は新学年でご記入ください。

### ②勤務証明書

・兄弟姉妹で申込の場合は、原本を1部ご用意いただき、コピーを添付してください。

・65歳未満の祖父母がいる場合にもご提出ください。

・就労予定の場合は『就労予定申立書』を提出し、3ヶ月以内に証明書を提出してください。提出がない場合、入会取り消しとなります。

### ③児童家庭調査票

・緊急連絡先は電話をかける順番で記入してください。

・持病や特異体質、くせなど気になる点があればご記入ください。

## 留意事項

- ①保護者様のお仕事がお休みの場合は、児童クラブの利用はできません。
- ②緊急連絡先は必ず繋がる番号を数箇所お知らせください。
- ③住所、電話番号、就労などに変更があった場合は、早急に放課後児童クラブ、もしくは子ども家庭課までお知らせください。
- ④暴言、暴力を含め、集団生活に問題があると判断した場合には、お子様、保護者様と面談させて頂く場合もあります。
- ⑤駐車場の利用など各学校でのルールを遵守していただくようお願いします。

## 健康管理

◇放課後児童クラブの生活において、特に気になる状況がある場合は職員に伝えてください。

例えば、特異体質・気になる行動やくせ・家庭内の生活状況の変化等  
◇放課後児童クラブを利用している時間に薬を服用する場合は、職員に連絡してください。

万が一、保育の現場で病気や事故が発生したときは？

放課後児童クラブの管理下における児童の病気・けが・事故に対しては、予防・安全等の対策に配慮していますが、万が一発生した場合には、保護者に連絡します。

状況を伝え、保護者の判断または同意を得たうえで、必要に応じて医療機関へ搬送します。

なお、支払いが生じたときは、保護者にご負担していただきます。状況に応じて「学童保育児童傷害保険」から負担額の一部（1日1,000円の通院見舞金）が支給されますが、医療の状況によっては支給対象とならない場合もありますのでご理解ください。

## 子育て支援サービス

### ☆ファミリー・サポートとは

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため、「たすけあいの心」を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです

サービス内容

- ・出産時の乳幼児の世話
- ・両親が外出や病気の時の子どもの世話
- ・その他育児に関すること

<例> 保育所・放課後児童クラブをご利用の方が決められた時間内に送迎ができない場合に、一時的な保育をサポートしてほしいときなどにご利用いただけます。利用料金等下記までお問い合わせください。

阿見町社会福祉協議会 ひまわりサービス

電話 887-0084（代表） 887-8124（直通）



## 放課後児童クラブ 1 日のプログラム（例）

時間	平日（月～金）	1 日保育の日（休校日等）
7：30		順次出席
9：00		清掃 出席者の確認 家庭からの連絡等の確認
10：00		宿題・自主学習 集団活動・遊び
12：00		昼食
14：00 ～	授業終了後順次出席 出席者の確認 家庭からの連絡等の確認 宿題・自主学習 集団活動・遊び おやつ	休息 読書・視聴覚教材等活用 宿題・自主学習 集団活動・遊び おやつ
15：00		順次帰宅 個別確認
17：00	順次帰宅 個別確認	遊び
18：00	遊び	
19：00	閉会時間	閉会時間

※昼食・おやつはご持参となります。

平日のおやつは、前日のお迎えの時などに児童クラブへお預けください。  
おやつお預かりに際して、児童クラブには冷蔵庫等はありませんので、  
なるべく常温で保存できるものをご用意ください。

## 土曜日の保育運営について

阿見町で実施している放課後児童クラブの運営については、現在、平日の他に<表 1>のとおり実施場所を設定し土曜日の保育を実施しています。土曜日の保育をご利用の際は、「放課後児童クラブ土曜日利用申請書」<表 2>を各クラブに提出してください。

<表 1>放課後児童クラブ土曜日実施場所及び利用クラブ一覧

土曜日実施場所	放課後児童クラブ名
阿見第一小学校区放課後児童クラブ (第一小学校敷地内の専用施設)	阿見第一小学校区放課後児童クラブ 舟島小学校区放課後児童クラブ 君原小学校区放課後児童クラブ
阿見小学校区放課後児童クラブ (阿見小学校敷地内の専用施設)	阿見小学校区放課後児童クラブ 阿見第二小学校区放課後児童クラブ
あさひ小学校区放課後児童クラブ (あさひ小学校敷地内の専用施設)	あさひ小学校区放課後児童クラブ 本郷小学校区放課後児童クラブ

「放課後児童クラブ土曜日利用申請書」<表 2>を提出していただいた方は、毎月月初めの「じどうクラブしんぶん」配布に併せて、各児童クラブから<表 3>の用紙をお渡ししますので、**各月の15日までに翌月の土曜日の利用の有無**を記入し、クラブに提出してください。  
円滑な保育運営を進めたいと考えておりますので、各クラブの支援員と連携しご協力くださいますようお願いいたします。

\*<表 2>~<表 3>の用紙は、各放課後児童クラブにあります。

<表2>

令和 年 月 日

## 放課後児童クラブ土曜日利用申請書

保護者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

放課後児童クラブ土曜日利用申請書を提出します。

放課後児童クラブ名	( 小学校区 ) 放課後児童クラブ		( ) 年生
児童名	( ふ り が な )	年 月 日生	男 ・ 女
土曜日 利用場所	( 小学校区 ) 放課後児童クラブ		
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
利用時間	時 分 ~ 時 分 まで		
利用の方法	送迎の 場合	通常「父・母・祖父・祖母・その他 ( )」 通常を送迎者に○をつけてください 通常以外の送迎者の場合はクラブに連絡してくだ さい	
	その他		

<表3>

( ) 小学校区放課後児童クラブ

年生 児童氏名( )

○令和 年 月 日(土曜日)の放課後児童クラブを  
利用します 利用しません

○令和 年 月 日(土曜日)の放課後児童クラブを  
利用します 利用しません

○令和 年 月 日(土曜日)の放課後児童クラブを  
利用します 利用しません

○令和 年 月 日(土曜日)の放課後児童クラブを  
利用します 利用しません

○令和 年 月 日(土曜日)の放課後児童クラブを  
利用します 利用しません

提出日 令和 年 月 日

<お願い>

※各月の15日までに翌月の土曜日の利用の有無を記入し、クラブに提出してください。

※利用申請書を提出した後に利用しない土曜日が発生した場合は、**必ず放課後児童クラブに連絡してください。**

## 放課後児童クラブ保護者会規約（案）

- 第1条 本会は、放課後児童クラブ保護者会といい、事務所をクラブ内に置く。
- 第2条 本会の会員は、登録児童の保護者、クラブ内に勤務する職員をもって組織する。
- 第3条 本会は、児童の家庭と放課後児童クラブとが緊密に連絡をとり、保育が円滑に行われるよう各般にわたって努力することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  
1.総会の開催  
2.年中行事の開催  
3.保育環境の改善に対する援助  
4.その他、本会の目的達成に必要となる事業
- 第5条 本会には、次の役員を置く。  
会長 1 名            副会長 2 名            役員若干名
- 第6条 会長及び副会長・役員は、会員より選出する。
- 第7条 役員の仕事及び任期は、次のとおりとする。  
1.会長は、本会を代表し会務を掌理する。  
2.副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。  
3.役員は、役員会を構成し、本会の事業を立案し、実施の推進力となる。  
4.役員の任期は、一カ年とし、再任を妨げない。
- 第8条 総会は、年 1 回開催する。但し、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 第9条 本会は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第10条 本規約は、総会において出席人員の過半数の賛成があれば改正することができる。

様式第 5 号(第 7 条関係)

阿見町放課後児童クラブ負担金免除申請書

年 月 日

阿見町長 殿

保護者 住 所 阿見町  
氏 名 印  
電話番号

阿見町放課後児童クラブ条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり放課後児童クラブの負担金の免除を申請します。

児童氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)
放課後児童クラブ名	
免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで
負担金の額	月額 4,000 円
免除の理由 (該当項目を○で囲む)	1. 生活保護法の規定により保護を受けている。 2. 町民税非課税世帯である。

<町による調査についての同意>

阿見町放課後児童クラブ条例に定める対象者要件の確認のために必要な範囲で、生活保護法の規定による保護の状況、町民税の課税状況等について町が調査することに同意します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印